

令和8年度 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢に伴う聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、積極的な社会参加を促すため補聴器購入費の一部を助成します。

対象となる方 次の①～④すべてを満たす方

- ①市内に住所のある65歳以上の方
- ②医師から補聴器装用の必要性を認める旨の意見を得ることができる方
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法令等の規定に基づき補聴器の購入に係る助成の対象とならない方
- ④本人及び本人と同一世帯に属する方が市税等を滞納していない方

助 成 額

上限3万円（購入費用の1/2 千円未満切捨て）

助成対象補聴器

- ①管理医療機器として認定された補聴器
※集音器は助成対象外です
- ②令和8年4月1日以降に購入した補聴器
※令和8年3月31日以前に購入したものは助成対象外です

申請時必要書類

- ①申請書兼請求書
※申請者は補聴器を使用する方となります
- ②購入した補聴器の領収書・型式を確認できるもの
- ③医師が補聴器装用の必要性を認めた証明書
- ④助成金振込先口座のわかる通帳など

申請受付期間

令和8年 5月15日から令和9年3月31日まで



手続きの流れ

① 高齢福祉課・各総合窓口・HPで申請書兼請求書を取得する

② 専門医療機関を受診し、補聴器の装用について医師に判断してもらう

※医師による意見書等作成料は自己負担となります

※助成金申請者、振込先口座名義人は、補聴器装用者としてください

③ 補聴器販売店で相談し購入する

※インターネットでの購入は助成対象外です

④ 市に申請する（提出先:高齢福祉課、大和・真壁総合窓口課）

○購入した補聴器の領収書(写)

○医師が補聴器装用の必要性を認めた証明書(写)

○購入した補聴器の型式を確認できる書類

○助成金振込先口座のわかる通帳など(写)

⑤ 交付(不交付)決定通知書が届く

⑥ 市から助成金の振込

・振込には2か月程度要します

注意事項

・助成は1人1回1台限りです

・予算額に達した場合は、受付を終了いたします

○問合せ先

桜川市高齢福祉課

(桜川市岩瀬64番地2)

電話 0296-73-4511(直通)